

喜多方市こども計画

令和7年度～令和11年度



未来を拓(ひら)くこどもを育むまち きたかた
～全てのこども・若者の幸せな社会を目指して～

令和7年3月
喜 多 方 市

計画の概要

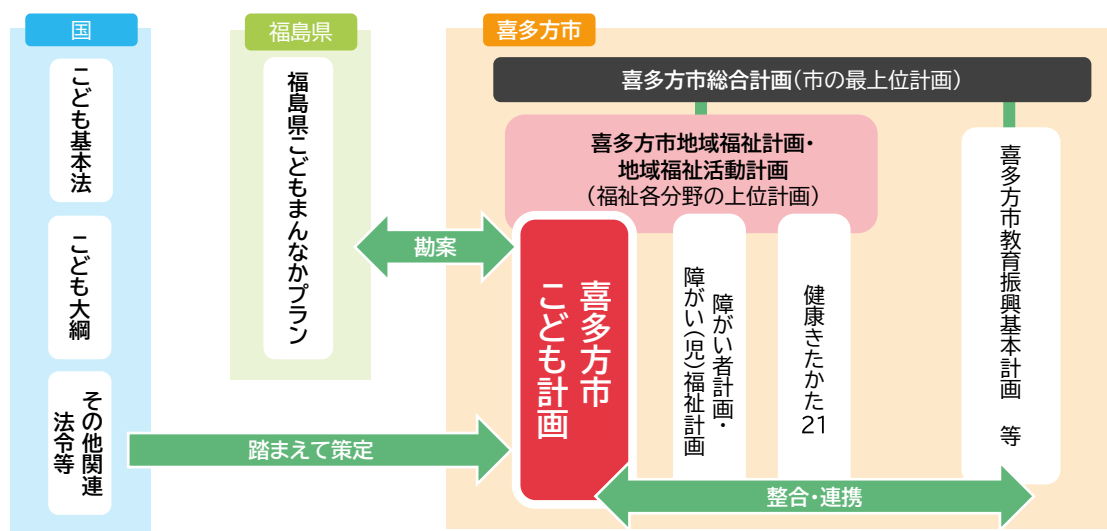
計画策定の背景と趣旨

「喜多方市こども計画」(以下「本計画」という。)は、こども基本法第10条第2項に基づく、本市におけるこども施策に関する事項を定めた「市町村こども計画」です。

本計画は、第2期喜多方市子ども・子育て支援事業計画を継承するとともに、国の「こども大綱」の考え方を踏まえ、こども・若者の権利の尊重、十分な教育・保育の提供と子ども・子育て支援及び若者の育成支援とこどもの貧困対策等の取組を示し、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる喜多方市」の実現を目指します。

各種計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「喜多方市総合計画」に基づく児童福祉・教育分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画でもあります。福祉分野の上位計画である「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や教育振興の基本となる「喜多方市教育振興基本計画」他関連計画との整合を図りながら、国の「こども大綱」ならびに福島県の「こどもまんなかプラン」を勘案し策定しました。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
調査・計画の策定		本計画				

計画の目指す姿

計画の基本理念

本計画では、これまでの取組を継承するとともに、本市の全てのこども・若者が将来にわたって健やかに、日々満ち足りた気持ちで生活を送ることができる喜多方市を目指し、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開していくため、以下の基本理念をかげます。

未来を拓(ひら)くこどもを育むまち きたかた
～全てのこども・若者の幸せな社会を目指して～



喜多方市の取組と今後の展開

令和4年度にオープンした本市の子育て支援のシンボル施設である、ひとづくり交流・拠点複合施設「アイデミきたかた」では、屋内子どもの遊び場「めぐぷらざ」をはじめ、2つの子育て交流支援施設、地域医療人材育成等の機能を有し、本市のみならず多くの方の交流拠点として、安心して子どもを産み・育て、暮らし続けることができるまちづくりを推進しているところです。

さらに、令和6年4月に社会福祉課内に開設した「こども家庭センター」では、妊娠期から青年期までのこどもや子育て当事者の総合相談窓口として多種多様な切れ目のない支援を実施しており、なかでも「ペアレント・トレーニング事業」は、親育ち・親子関係の改善につながる先駆的な取組として、本市を発信拠点に会津地域が一体となった広域的な支援体制の構築を目指しています。

ひとづくり交流・拠点複合施設「アイデミきたかた」



基本目標と施策の推進

基本目標 1 全てのこども・若者の権利を尊重し、 今とこれからの最善の利益を図ります

- ・こども・若者の権利に関する理解促進や情報発信を行います。
- ・こども・若者を社会全体で応援し、今とこれからの最善の利益を図ります。
- ・いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。
- ・こども・若者の安全安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

施策

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 こども・若者の権利の周知 | 4 いじめ防止対策の推進 |
| 2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進 | 5 ヤングケアラーに対する支援 |
| 3 児童虐待防止 | |



基本目標 2 ライフステージに応じて一人ひとりが 幸せに生活できる環境づくりに取り組みます

- ・こども・若者が良好な成育環境で健やかな成長が図れるよう、妊娠、出産から幼児期まで切れ目なく支援します。
- ・こども・若者の思春期におけるこころの健康づくりと希望と意欲をもって社会で活躍できる環境づくりを推進します。

施策

- | |
|---------------------------------|
| 1 妊娠・出産・幼児期までの切れ目ない支援 |
| 2 成年年齢期を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 |
| 3 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 |



基本目標 3 安心して子育てできる環境づくりと 家庭に応じた支援に努めます

- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に努めます。
- ・子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。
- ・「共働き・共育て」を推進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。
- ・貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者、その家庭に対し、個々の現状に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・障がい等のあるこども・若者やヤングケアラーを適切な支援に繋げます。



施策

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | 5 障がい児支援・医療ケア児等への支援 |
| 2 保育サービスの充実 | 6 こどもの貧困対策 |
| 3 子育て家庭への支援 | 7 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 |
| 4 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 | 8 ひとり親家庭への支援 |
| | 9 悩みや困難を抱える子どもの支援 |

基本目標

4

未来を拓く人材の育成を目指します

- ・こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。
- ・若い世代が喜多方市で仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

施策

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 3 架け橋期の教育の推進 |
| 2 家庭や地域の教育力の向上 | 4 食育の推進 |



基本目標

5

こども・若者が安全に暮らし活躍できる環境づくりに取り組みます

- ・住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域と連携した交通安全対策や防犯教育に取り組みます。
- ・こども・若者の居場所や自分らしく成長し活躍できる環境づくりを進めます。
- ・全てのこども・若者が個性を発揮し、互いを尊重しながら成長できる社会の実現を目指します。



施策

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1 結婚・子育てへの社会全体での支援 | 4 快適で住みよい子育てしやすい生活環境の整備 |
| 2 共に協力しながら働き子育てできる社会の推進 | 5 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |
| 3 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 | 6 こども・若者の視点に立った居場所づくり |



子ども・子育て支援事業の環境の整備

下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の方策等について方向性を定めます。

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定：満3歳以上の小学校就学前までのお子さん

単位：人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		130	122	120	105	105
確保方策	幼稚園	45	45	45	45	45
	認定こども園	246	249	251	251	251
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	291	294	296	296	296

2号認定：満3歳以上の保育が必要な要件に該当する小学校就学前までのお子さん

単位：人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	22	21	20	18	18
	上記以外	628	579	565	517	512
確保方策	保育園	382	382	382	412	412
	認定こども園	372	372	372	372	372
	合計	754	754	754	784	784

3号認定（0歳）：0歳の保育が必要な要件に該当するお子さん

単位：人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		69	68	65	62	60
確保方策	保育園	66	66	66	76	76
	認定こども園	15	15	15	15	15
	特定地域型 小規模保育、居宅訪問型保育 家庭的保育、事業所内保育	33	33	33	33	33
	合計	114	114	114	124	124

3号認定（1・2歳）：1・2歳の保育が必要な要件に該当するお子さん

単位：人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		332	326	318	309	296
確保方策	保育園	210	210	210	230	230
	認定こども園	107	107	107	107	107
	特定地域型 小規模保育、居宅訪問型保育 家庭的保育、事業所内保育	101	101	101	101	101
	合計	418	418	418	438	438

地域子ども・子育て支援事業の確保方策

分類	事業名（★は新規事業）		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談支援事業	子ども・子育て総合相談窓口（利用者支援事業）		箇所	1	1	1	1	1
	地域子育て支援拠点事業		人/年	20,758	21,281	21,808	22,026	22,026
			箇所	4	4	4	4	4
	地域子育て相談機関★		-	当面は地域子育て支援拠点事業にてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。				
訪問型事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	利用人数	人/年	219	213	204	196	190
		実施体制	人	9	9	9	9	9
	養育支援訪問事業	利用人数	人/年	144	144	144	144	144
		実施体制	人	5	5	5	5	5
	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）★		世帯/年	240	240	240	240	240
通所型事業	子育て短期支援事業	利用人数	人/年	18	18	18	18	18
		実施箇所	箇所	3	3	3	3	3
	一時預かり事業	幼稚園型	人/年	9,060	8,420	7,830	7,280	6,770
		幼稚園型以外		240	230	220	210	200
	時間外保育事業（延長保育事業）		人/年	7,391	7,222	7,073	6,939	6,820
	病児・病後児保育事業	利用人数	人/年	12	12	12	12	12
		実施箇所	箇所	1	1	1	1	1
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★		人/年	0	228	228	228	228
関連事業	妊婦健康診査		回/年	2,550	2,525	2,500	2,475	2,450
	産後ケア事業★		人/年	6	6	6	6	5
	妊婦等包括相談支援事業★		人/年	582	565	541	521	503
放課後対策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年	人	632	600	557	538	496
		4～6年		245	240	236	220	208
		実施箇所	箇所	17	17	17	17	17
その他事業	児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）★		-	当面は子どもの生活・学習支援事業においてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。				
	親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング事業）★		人	15	15	15	15	15
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		-	※適宜事業を実施します。				
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		-	※適宜事業を実施します。				



喜多方市こども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：喜多方市 保健福祉部 こども課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 Tel：0241-24-5229 Fax：0241-25-7073